

## 公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

### 記

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 競争入札に<br>付する事項 | (1) 品名(件名) 胃がん検診1360人外2件<br>(2) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日<br>(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地  |
| 2 入札日時           | 令和6年4月15日 (月) 14時00分  |
| 3 入札場所           | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1 階会計隊入札室)  |
| 4 参加資格           | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。<br>(2) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。<br>(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。<br>(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入札方法           | 入札書に記入する入札単価は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。   |
| 6 保証金            | 入札保証金及び契約保証金 免除   |
| 7 入札の無効          | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。   |
| 8 契約書等作成の有無      | 有   |
| 9 契約の方法          | 単価契約(単品決定)  |
| 10 契約条項を<br>示す場所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室<br>航空自衛隊三沢基地ホームページ   |
| 11 郵便入札の許否       | 許可 ※ 事前に申し出ること  |
| 12 その他           | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。<br><br>(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。<br><br>(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、入札書及び上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。<br>(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。  |



航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
件名	胃がん検診	三基LPS-M00020	
		承認	令和 2年 2月 17日
		作成	令和 2年 2月 14日
		改正	
		作成部隊等名	第3航空団 衛生隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊三沢基地において、航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達の定めるところにより、部外委託胃がん検診（以下、“役務”という。）について適用するものである。

### 1.2 用語の定義

第3航空団基地業務群衛生隊（以下、“衛生隊”という。）

### 1.3 役務の場所

航空自衛隊三沢基地（検診車）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

- a) 役務の受診票及び使用する医療資器材の提供
- b) 役務に使用する検診車の配車
- c) 役務結果通知

### 2.2 役務の期日

- a) 調達要領指定書に示す期日を基準とする。
- b) 請負業者は、この期日において履行できない事象が生じた場合、速やかに衛生隊を通じて契約担当官と協議すること。

### 2.3 役務に係る人員の氏名通知

請負業者は、役務の履行に必要な人員を選定し、期日1週間前までに衛生隊に氏名通知すること。

### 2.4 役務検査結果の通知要領

- a) 役務終了後から3週間後までに、請負業者所定の報告書にて検査結果を検査官に通知すること。
- b) 検査結果が再検査等により、請負業者規定の所要日数を超える場合は、速やかに衛生隊に通知すること。

### 2.5 品質管理

- a) 厚生労働省が示す、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

件名	胃がん検診
----	-------

」に準拠した精度管理を行っていること。

- b) 必要に応じて衛生隊からの要望があった場合は、請負業者は精度管理の成績を報告すること。
  - c) 測定法、基準値など検査内容の変更がある場合は、速やかに文書等により衛生隊に通知すること。
- 3 学術、技術資料の提供
- 衛生隊より学術、技術向上で必要な資料を要望された場合、請負業者は衛生隊と協議のうえ提供すること。
- 4 損害の解決
- 4.1 本契約履行に関わる一切の保証は請負業者によるものとし、事故等が発生した場合は、請負業者は速やかにその内容を契約担当官に報告すること。また、事故等により発生した損害は請負業者が責任を持って対処すること。
  - 4.2 役務の結果、それが帰すべき理由により発生した損害は請負業者が責任を持って解決すること。
- 5 個人情報の取扱い
- 5.1 請負業者は善良なる管理者の注意を持って役務を行うものとする。
  - 5.2 請負業者は個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な処置をとること。
  - 5.3 請負業者はこの契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用しないこと。
  - 5.4 請負業者は委託業務の全部または一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を言う。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、予め書面により契約担当官の承認を受けること。
  - 5.5 請負業者は委託業務に係る個人情報等を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供しないこと。
  - 5.6 請負業者はこの契約に履行に必要な場合を除き、請負業者の事業所から個人情報等を持ち出さないこと。
  - 5.7 請負業者はこの契約の履行が終了した場合は、請負業者は個人情報等を契約担当官に返却または破棄すること。
  - 5.8 請負業者はこの契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にすること。
  - 5.9 請負業者は個人情報等を複製する場合には、予め書面により契約担当官の承認を受けること。
  - 5.10 請負業者は従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、契約担当官は特に必要と認めた場合、請負業者に対し個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に請負業者の施設内等の関係場所に立入調査をさせることができる。

件名	胃がん検診
----	-------

5.11 委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、請負業者は速やかに、その内容を契約担当官に報告すること。

5.12 契約担当官は請負業者が正当な理由なくこの契約の全部または一部を履行しない場合には、この契約の全部または一部を解除することができる。

#### 6 仕様書の疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、契約担当官と協議すること。ただし軽微なものについては、検査官の指示に従うこと。

#### 7 その他の必要な事項

7.1 請負業者は役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、予め書面により契約担当官の承認を受けること。

7.2 衛生隊が指定する場所、経路以外に立ち入らないこと。また、車両運行にあたっては、基地内の交通規則を遵守すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	衛役-14
	調達要求作成年月日	令和6年3月4日
	作 成 部 隊	第3航空団 衛生隊
	作 成 年 月 日	令和6年3月4日
品 名	胃がん検診	
仕 様 書 番 号	三基LPS-M00020	
指定事項：		
<p>1 2.2 a) 役務の期日  実施日については検査官と請負業者担当者との調整によるものとする。</p>		

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
件名	細胞診による子宮がん検診	三基LPS-M00006-3	
		承認	平成21年 3月 5日
		作成	平成21年 3月 5日
		改正	平成27年 2月 4日
			令和 2年 2月 17日
作成部隊等名	第3航空団 衛生隊		

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊三沢基地において、航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達の定めるところにより、部外委託子宮がん検診（以下、“役務”という。）について適用するものである。

### 1.2 用語の定義

第3航空団基地業務群衛生隊（以下、“衛生隊”という。）

### 1.3 役務の場所

航空自衛隊三沢基地（検診車）

## 2. 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

- 役務の受診票及び使用する医療資器材の提供
- 役務に使用する検診車の配車
- 役務結果通知

### 2.2 役務の期日

- 調達要領指定書に示す期日を基準とする。
- 請負業者は、この期日において履行できない事象が生じた場合、速やかに契約担当官を通じて衛生隊と協議すること。

### 2.3 役務に係る人員の氏名通知

請負業者は、役務の履行に必要な人員を選定し、期日1週間前までに衛生隊に氏名通知すること。

### 2.4 役務検査結果の通知要領

- 役務終了後から3週間後までに、請負業者所定の報告書にて検査結果を検査官に通知すること。
- 検査結果が再検査等により、請負業者規定の所要日数を超える場合は、速やかに衛生隊に通知すること。

### 2.5 品質管理

- 厚生労働省が示す、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

件名	細胞診による子宮がん検診
----	--------------

」に準拠した精度管理を行っていること。

- b) 必要に応じて衛生隊からの要望があった場合は、請負業者は精度管理の成績を報告すること。
  - c) 測定法、基準値など検査内容の変更がある場合は、速やかに文書等により衛生隊に通知すること。
3. 学術、技術資料の提供
- 衛生隊より学術、技術向上で必要な資料を要望された場合、請負業者は衛生隊と協議のうえ提供すること。
4. 損害の解決
- 4.1 本契約履行に関わる一切の保証は請負業者によるものとし、事故等が発生した場合は、請負業者は速やかにその内容を契約担当官に報告すること。また、事故等により発生した損害は請負業者が責任を持って対処すること。
  - 4.2 役務の結果、それが帰すべき理由により発生した損害は請負業者が責任を持って解決すること。
5. 個人情報の取扱い
- 5.1 請負業者は善良なる管理者の注意を持って役務を行うものとする。
  - 5.2 請負業者は個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な処置をとること。
  - 5.3 請負業者はこの契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用しないこと。
  - 5.4 請負業者は委託業務の全部または一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を言う。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、予め書面により契約担当官の承認を受けること。
  - 5.5 請負業者は委託業務に係る個人情報等を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者に提供しないこと。
  - 5.6 請負業者はこの契約に履行に必要な場合を除き、請負業者の事業所から個人情報等を持ち出さないこと。
  - 5.7 請負業者はこの契約の履行が終了した場合は、請負業者は個人情報等を契約担当官に返却または破棄すること。
  - 5.8 請負業者はこの契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にすること。
  - 5.9 請負業者は個人情報等を複製する場合には、予め書面により契約担当官の承認を受けること。
  - 5.10 請負業者は従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、契約担当官は特に必要と認めた場合、請負業者に対し個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に請負業者の施設内等の関係場所に立入調査をさせることができる。

件名	細胞診による子宮がん検診
----	--------------

- 5.11 委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、請負業者は速やかに、その内容を契約担当官に報告すること。
- 5.12 契約担当官は請負業者が正当な理由なくこの契約の全部または一部を履行しない場合には、この契約の全部または一部を解除することができる。
6. 仕様書の疑義  
本仕様書に記載のない事項及び疑義については、契約担当官と協議すること。ただし軽微なものについては、検査官の指示に従うこと。
7. その他の必要な事項
  - 7.1 請負業者は役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、予め書面により契約担当官の承認を受けること。
  - 7.2 衛生隊が指定する場所、経路以外に立ち入らないこと。また、車両運行にあたっては、基地内の交通規則を遵守すること。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	衛役-15
	調達要求作成年月日	令和6年3月4日
	作 成 部 隊	第3航空団 衛生隊
	作 成 年 月 日	令和6年3月4日
品 名	細胞診による子宮がん検診	
仕 様 書 番 号	三基LPS-M00006-3	
指定事項：		
<p>1 2.2 a) 役務の期日  実施日については検査官と請負業者担当者との調整によるものとする。</p>		

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	歯科検診の部外委託	三基LPS-M00023	
		承認	令和6年 2月29日
		作成	令和6年 1月29日
		改正	
		作成部隊等名	3空団衛生隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、3空団衛生隊が依頼する歯科検診（以下「役務」という。）について規定する。</p> <p>1.2 履行場所</p> <p>航空自衛隊三沢基地（別図第1参照）</p> <p>1.3 関連文書</p> <p>航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号）</p> <p>歯科医師法（昭和23年法律第202号）</p> <p>歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）</p> <p>歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）</p> <p>その他関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>a) 歯科検診を実施する。</p> <p>b) 実施内容は別紙第1、第2及び付紙に基づき検診結果を記号等にて記載を行う。</p> <p>c) 記号等の判定は契約相手方医師が行う。</p> <p>d) 1日当たりの実施人数は約130人を基準とし、細部は官側担当者との調整によるものとする。</p> <p>e) 本役務の実施日は契約相手方担当者との調整によるものとする。</p> <p>f) 本役務を行うために必要な器材、消耗品は契約相手方が準備し、使用する。</p> <p>g) 本役務は官側担当者の指定する場所（別図第2参照）において実施する。</p>			
1			

文書管理情報				
文書管理者：第3航空団基地業務群衛生隊長		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者：同上	作成時	○		
分類番号：R-10-124	区分： 1 2 3 4 5 6			
作成年月日：2024. 1. 30	理由：			
取得年月日：				
保存期間：5年				
保存期間満了日：2029. 3. 31				
本紙含め：8枚				
配布先：				

- h) 検査結果は契約相手方様式を可とし、個人用として作成の上、検査終了後3週間以内に官側担当者へ送付する。
- i) 契約相手方の結果をもとに、歯科検診の総合判定は官側医官で行う。
- j) 契約相手方は、各役務実施日毎に必要な人員を選定し、当日入門する車両情報とともに、実施日1週間前までに官側担当者に名簿として提出すること。
- k) 厚生労働省が示す、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」に準拠した精度管理を行っていること。

### 3 監督・検査

- a) 監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に基づき実施するものとする。
- b) 本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官等と調整し実施するものとする。
- c) 本役務終了後、官側が指定する検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 役務について

- a) 契約相手方は、適宜の実施計画（実施体制、実施会場の使用方法、必要器材の搬入方法等を記載する。）を作成し、事前に官側に提出してその承認を受けること。
- b) 前項の実施計画を作成するにあたり必要な調整及び意思疎通を図るため、官側担当者や受託側担当者による事前打ち合わせを行うこと。
- c) 契約相手方は役務履行に必要な人員を派遣し適正に配置すること。
- d) 役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が責任を持って処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
- e) 契約相手方は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の医療安全管理に留意し、事故が起こらないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を追うこと。
- f) 役務履行場所の設営は契約相手方が実施することとし、実施日は官側担当者と契約相手方担当者との調整による。
- g) 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（衝立、カーテン等の設置など）をできる限り行うこと。
- h) 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
- i) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受診者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により速やかに官側担当者に報告すること。

#### 4.2 個人情報の保護

- a) 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って役務を行うものとする。
- b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- c) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用し

件名	歯科検診の部外委託
----	-----------

てはならない。

- d) 契約相手方は、役務に係る個人情報をも他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- e) 契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- f) 官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求めることができる。

## 5 その他の事項

### 5.1 基地内共通事項

契約相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の指示に従わなければならない。

- a) 契約相手方は、役務履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。
- b) 契約相手方は、基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- c) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- d) 基地内における撮影、録音等については、監督官等の許可を得るものとする。
- e) 契約相手方は、役務に関連するデータについて、必要書類の提出後、該当データを保持しないものとする。

### 5.2 仕様書の疑義

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

### 5.3 損害の解決

- a) 作業に当たっては、ほかの物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手方の責により回復するものとする。
- b) 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方が速やかにその内容を官側に報告

### 5.4 その他

許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに破棄するものとする。

## 歯科記載要領

## 1 歯科検診

(1) 歯図の該当部位について、次の表の左欄に掲げる事項を同表中欄に掲げる記号を用いて記入する。この際、所見が二つ以上ある場合は併記する。

区 分	記 号	備 考	
う蝕、2次う蝕	C 1～C 4		
脱灰（初期う蝕） 非進行性う蝕	C 0	緊急の修復処置は要さず、定期観察が必要なもの（慢性的なC 1・C 2で症状を伴わないものを含む。）	
処 置 歯	アマルガム充てん	A F	
	金属インレー修復 部分被覆冠	I n	
	レジン充てん等非金属充 てん	C R	
	全部被覆冠 前装鑄造冠	C K	
	非金属冠	J K	
	架工義歯	B r (×)	×は、欠損部位を示す。
	部分床義歯	<u>P D</u>	下線は、義歯装着部位を示す。
全部床義歯	<u>F D</u>		
治療中の歯及び破折歯	C 2～C 3	C 3処置歯は、C 2とする。	
補綴を要する欠損歯	M		
補綴を要しない欠損歯	/		
楔状欠損	W		
半埋伏智歯	I P O	別に定める判定基準により、「要注意・要観察」と判定されたものを「I P O」、「要軽業・要医療」と判定されたものを「I P」とする。	
	I P		
萌出不全	I P O	智歯以外の萌出不全は「I P O」とする。ただし、う蝕、歯周病等がある場合は、それを優先する。	

(2) 口腔清掃状態及び歯周組織の炎症

該当する程度を○印で囲む。

(3) 要補綴

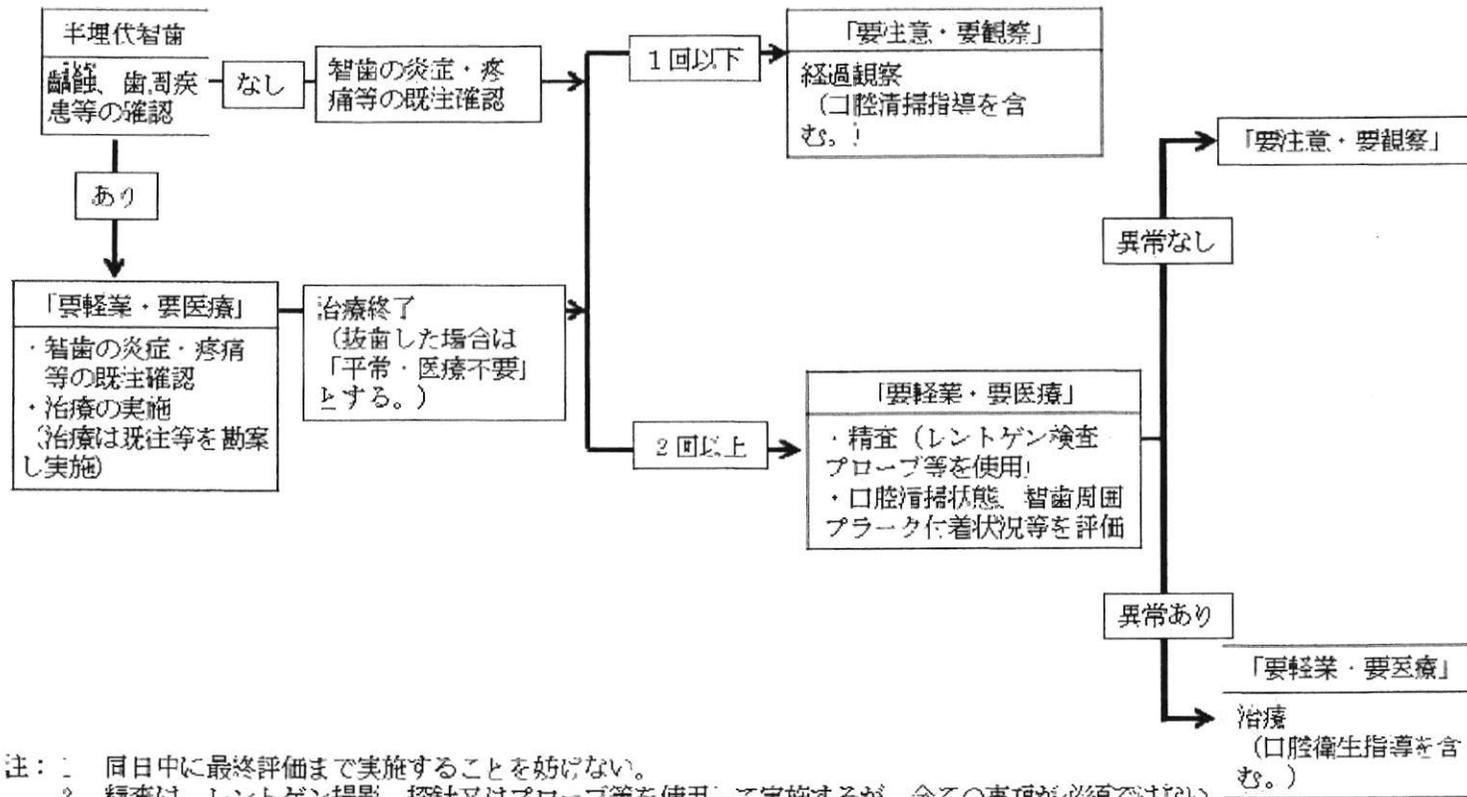
補綴処置を必要とする欠損部位がある場合は、該当する顎を○印で囲む。

(4) 咬合異常及び舌・口腔粘膜疾患

該当の有無を○印で囲む。

※半埋伏智歯における別に定める判定基準は、付紙のとおり。

### 半埋伏智歯の指示区分の細部付与要領



- 注： 1 同日中に最終評価まで実施することを妨げない。  
 2 精査は、レントゲン撮影、探針又はプローブ等を使用して実施するが、全ての事項が必須ではない。  
 3 必要な治療の終了をもって指示区分を変更する。

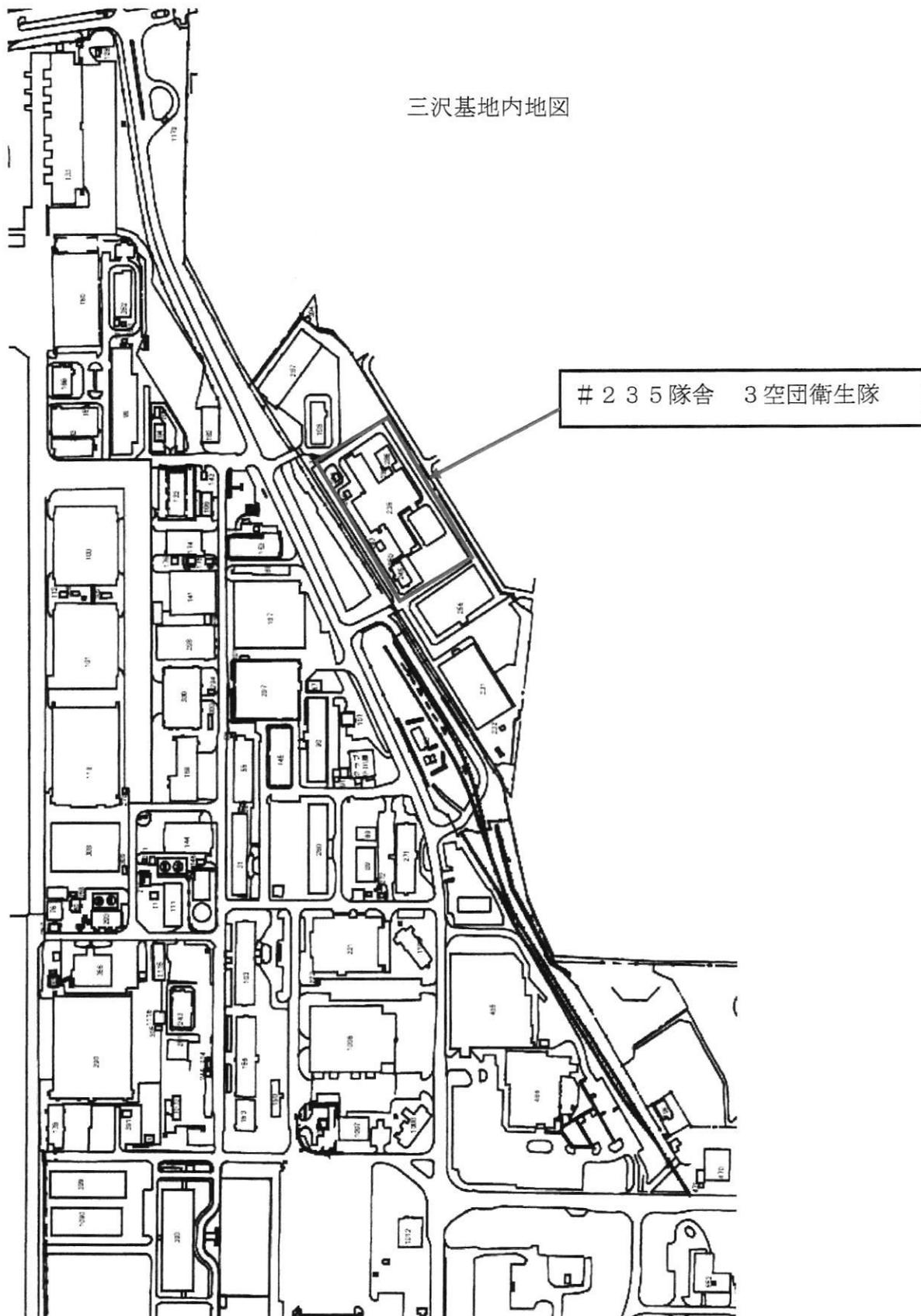
定期の健康診断実施基準（抜粋）

歯科検診	全隊員 年1回	問診、口く う及び歯牙 の理学的検 査	視診及び触診 による。
------	------------	------------------------------	----------------

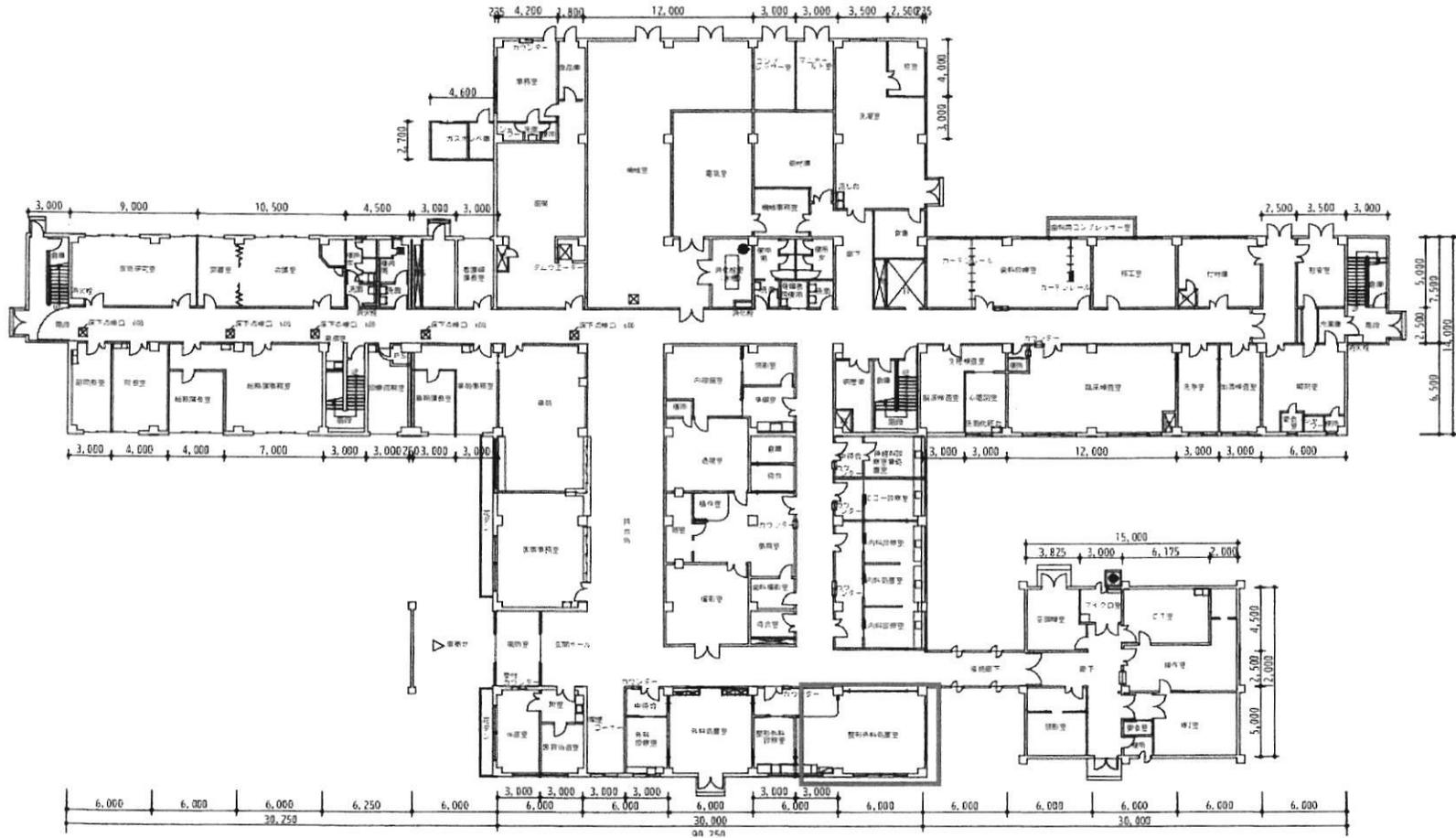
検診結果記入用紙（基準）

24 歯牙等																																			
右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左	右	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左
欠損歯数	歯周組織の炎症							無	軽	中	高	条件付項目の処置						その他の記事																	
顎関節疾患	無	有	顕著	奇形				無	有	顕著	改善 未処置																								
口腔粘膜疾患	無	有	顕著	不正咬合				無	有	顕著																									
その他の記事								判定	印									判定	印																

三沢基地内地図



# 衛生隊 1階 (#235)



8.